



令和6年度

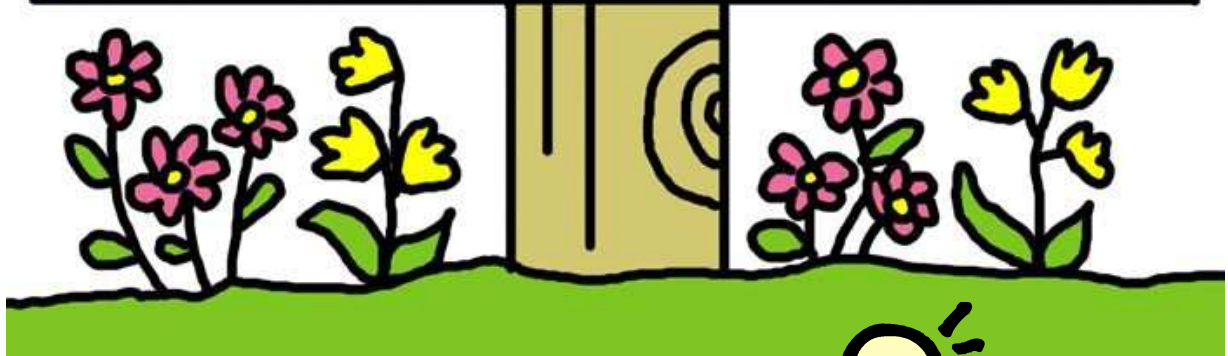
高向小学校ガイド

河内長野市立高向小学校

〒586-0036 大阪府河内長野市高向 86 番地

TEL : 0721-52-2129 FAX : 0721-52-2194

HP: <http://www.kawachinagano.ed.jp/takosho/>



高向小学校ガイド 目次

1. 学校教育目標	P.2
2. 日課表・滝畑行きバス時刻	P.3
3. 曜日別授業時数と児童下校時刻 保護者の方が学校に来られるときのお願い	P.4
4. 児童の安全確保について	P.5
5. 学校生活の約束	P.6-7
6. 服装	P.8
7. 学校指定用品の販売	P.9
8. 学校で必要なもの・用意するもの	P.10
9. 水泳用具	P.11
10. 保健室より（健康診断・ケガをしたとき・災害共済給付制度）	P.12-15
11. 欠席について	P.16
12. 給食について	P.17
13. 事務室より（転校手続きについて・就学に関する援助制度）	P.18-20
14. 気象警報発令時・大規模地震発生時の対応について	P.21-22
15. 個人情報の管理運営について	P.23
16. 教育相談窓口等・放課後児童会	P.24
17. PTA活動内容	P.25
18. 学校支援ボランティア募集	P.26
19. 校歌・校章	P.27

私たちが、学校を
紹介します。



1. 学校教育目標

(1) 学校教育目標

人とつながり、自ら学び、
心身ともに健康な子どもを育てる

(2) めざす学校像

た 楽しい学校

- ・ 「わかった」「できた」と達成感ある授業が展開される学校
- ・ 自分の居場所を実感し、自己実現ができる学校

こ 心耕す学校

- ・ 自らをのびのびと表現し、笑顔で集える学校
- ・ 地域に根ざした人とのつながりで豊かな心を育む、ふるさとの学校

う 美しい学校

- ・ ていねいな言葉や行いで、明るく心和む学校
- ・ 安心安全な教育環境を整える学校

(3) めざす子ども像

た たくましい子

何事にもチャレンジし、最後までやりぬく子

こ 心豊かな子

人とともに考え励まし合える、思いやりのある子

う 生み出す子

自ら課題を見つけ、自分で考え、行動できる子

(4) めざす教員像

た 体感させる教員

探究的な学習や体験活動を通じ、よりよい学びを生み出す教員

こ 個を生かす教員

個に応じた指導方法を工夫し、学び方・生き方を育む教員

う 受け入れる教員

人権尊重の視点に立ち、豊かでたくましい人間性を育む教員

2. 日課表

月・火・木・金		水
8:25	予 鈴	8:25
8:30~8:45	朝学習	8:30~8:45
8:50~9:35	1校時	8:50~9:35
9:45~10:30	2校時	9:45~10:30
10:45~11:30	3校時	10:45~11:30
11:40~12:25	4校時	11:40~12:25
12:25~13:05	給 食	12:25~13:05
13:05~13:25	昼休み	13:05~13:25
13:25~13:40	清 掃	
13:40~14:25	5校時	13:30~14:15
14:35~15:20	6校時	
5時間/14:25~14:30 6時間/15:20~15:25	終わりの会	14:15~14:20
	6校時	*第1・3・5水曜日 委員会〈5・6年〉 クラブ〈4~6年〉 授業〈4~6年〉 14:30~15:15
4時間授業/13:25 5時間授業/14:40 6時間授業/15:35	下校	4時間授業/13:25 5時間授業/14:30 6時間授業/15:25

*第2・4水曜は全学年5時間授業

*第1・3・5水曜で委員会・クラブがない時には、

4~6年は6時間授業

滝畑行きバス時刻						
9:17	11:15	12:43	13:34	15:34	16:31	17:27

3. 曜日別授業時数と児童下校時刻

学年	月	火	水	木	金
1年	5時間 14:40	5時間 14:40	5時間 14:30	5時間 14:40	5時間 14:40
2年	5時間 14:40	6時間 15:35	5時間 14:30	5時間 14:40	5時間 14:40
3年	6時間 15:35	6時間 15:35	5時間 14:30	6時間 15:35	5時間 14:40
4年	6時間 15:35	6時間 15:35	基本は 6時間 15:25	6時間 15:35	6時間 15:35
			(第2・4水、および 第1・3・5水で委員会 活動があるとき) 5時間 14:30		
5年 6年	6時間 15:35	6時間 15:35	基本は 6時間 15:25 (第2・4水) 5時間 14:30	6時間 15:35	6時間 15:35

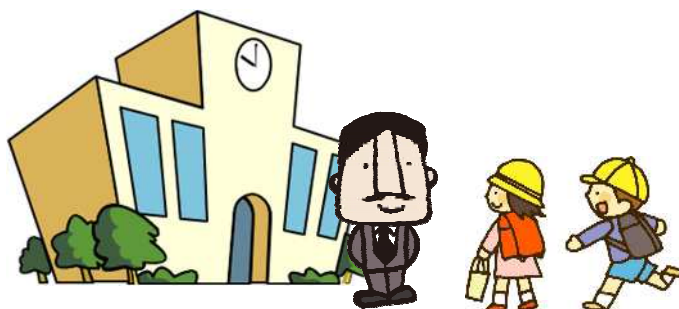
※下校時刻はその日の活動により、5分程度前後することがあります。

*最終下校時刻（ここでは、下校後に来校した場合の、児童の退出時刻を指します。）

(3月～10月) 16:30 (11月～2月) 16:10

保護者の方が学校に来られるときのお願い

- 必ずIDカード（名札）を身につけてご来校ください。IDカードは1年生入学時に配布しております。名前を明記してください。6年間使用します。
- 正門前のインターホンを鳴らしてお名前とご用件をお伝えください。正門右側の小門のロックを開錠しますのでお入りください。
- 児童が在籍している時間帯は車での進入は禁止です。ただし、児童が急病等のお迎えおよび許可証をお持ちの場合はその限りではありません。
- お車で来校のときは、小門から入っていただき、内側から大門を開けてお入りください。お入り後、大門を閉めてください。お帰りは、大門から車を出し、閉門してから小門より出てください。



4. 児童の安全確保について

近年、子どもに対する事件・事故が大きな問題となっており、これらの事件・事故を未然に防止し、子どもを犯罪の被害から守るためには、学校と家庭、地域及び関係機関・団体など地域社会が一丸となって、それぞれの役割を發揮し、安全対策に積極的に取り組んでいくことが必要です。ご家庭におかれましてもご指導よろしくをお願いします。

登下校時の安全対策

- 学校とPTAが協議し、地区ごとに集団登校をしています。集合時刻を守り、班長を先頭に並んで歩き、学校へは8時から8時15分の間に登校するようにさせていただきます。
- 各地区で見守り隊の方々が危険な場所に立ってくださっています。児童には、感謝の気持ちを持ってあいさつをするようご指導ください。
- 高向駐在所、滝畑駐在所の警察官が見守ってくださっています。
- 下校時、いつもと違う方法で帰る場合は学校（担任）に、書面または連絡帳にてお知らせください。

不審者への対応

- 不審者がいた場合、大きな声を出しその場から逃げる。
- 近くにいる人に助けを求めるか、近くの家を駆け込む。
- 人気の少ない場所ではなるべく遊ばない。
- 暗くならないうちに帰宅する。
(3月～10月は5時、11月～2月は4時30分までに)
- 何かあったら、すぐに近くにいるおとなに連絡する。
- 危ない目にあったら、まずおうちの人や警察（110番）に連絡し、学校にも連絡する。



名簿あさり等への対応

- 電話番号は、聞かれても絶対に教えないように指導しています。
- いくら信用される人の名前を出しても電話番号を教えないようご指導ください。

インターネット・SNSなどへの対応

- 携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレットなどの情報機器は、とても便利なものであると同時に、使い方を間違えると人を傷つけてしまうこともあります。小学校では、すべての学年において、その学年に応じた指導を行っています。
- ご家庭でも、使うときのルールやマナー等、お子さまと一緒に考える機会を持つようにしてください。

5. 学校生活の約束

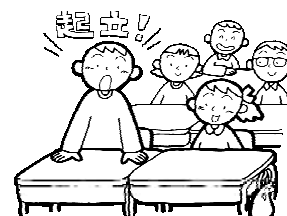
(1) 登校・学校に着いたら

- ①みんなと仲良く集団登校をする。
- ②帽子をきちんとかぶって登校する。
- ③校内では、必ず名札をつける。
- ④忘れ物を取りに帰らない。
- ⑤学校へは、8:00～8:15の間に着くようにする。
- ⑥地域の方や先生や友だちにあいさつをする。
- ⑦朝礼台の上に、赤いコーンが置いてある時は、教室で静かに遊ぶ。



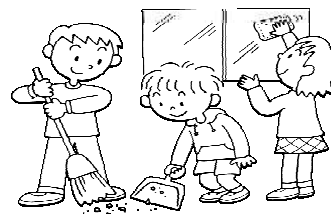
(2) 勉強時間・休み時間

- ①チャイムが鳴ると同時に、授業を始められるように行動する。
- ②学習に不必要なものは、持ってこない。
- ③廊下・階段は、走らずに右側を静かに通行する。
- ④特別教室へ移動する時は、列に並んで静かに移動する。
- ⑤トイレは、必ずスリッパにはきかえ、使った後はきちんと揃えておく。
- ⑥決められた場所で遊ぶ。(コンクリート、砂利の所、花だん、倉庫の裏、水路では絶対遊ばない。)
- ⑦雨の日は教室で静かに過ごす。
- ⑧遊具で鬼ごっこをしないなど、正しく使う。

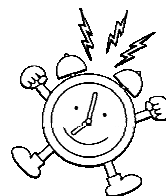


(3) 給食・そうじ

- ①給食袋に、おはし・マスク・コップ・歯ブラシ・ナフキンを入れて毎日持って来る。
- ②必ず、手をよく洗い、マスクをつけて、ナフキンを敷く。
- ③食べ終わったら歯をみがき、給食終了のチャイムがなるまで、教室で待つ。
- ④そうじの時間はチャイムと同時に始める。
- ⑤「学校をきれいにする」という気持ちでそうじをがんばり、そうじ道具の後片付けもきちんとする。



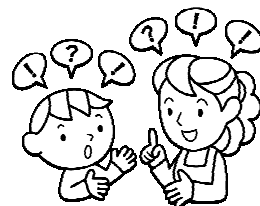
(4) 下校・家に帰ってから



- ①下校はなるべくまとまって帰る。
- ②教室の窓はきちんと閉め、電気を消して、カーテンは両側に開いておく。
- ③寄り道をせず、決められた道を、交通ルールを守って帰る。
- ④友だちの家などへ行く時は、一度家に帰ってから行く。
- ⑤いたずらをしない。(落書き、呼び鈴を押す、田や畑の中や住宅の敷地内に入るなど)
- ⑥外出する時は、「行き先」「誰と」「帰る時刻」を家の人に知らせる。
- ⑦親の許可なく、児童だけで校区外へ行かない。
- ⑧危険な遊びをしない。
- ⑨知らない人について行かない。
- ⑩田畑の農作物を荒らさない。
- ⑪危ない場所へ行かない。(池・川・工事現場・石置場や木材置場など)
- ⑫お金の貸し借りや、おごりあいをしない。
- ⑬学校には、自転車で来ない。
- ⑭自転車は、交通ルールを守って乗る。
- ⑮下校後、学校の運動場へ遊びに来たら、3月～10月は4:30、11月～2月は4:10までに学校を出る。
- ⑯ゲームやインターネットをするときは、お家の人とルールを決めてする。



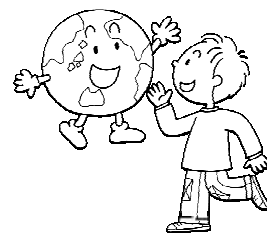
よく話し合おう!



(5) その他

- ①不必要なお金は持ってこない。
- ②校内の公衆電話は使わない。自宅への連絡が必要なときは、担任の先生の許可を得て、職員室からおこなう。(携帯電話は持ってこない。)
- ③緊急時以外は、非常階段を使わない。
- ④ガラスや学校の物をこわしたら、すぐに先生に届ける。
- ⑤トイレは、正しく美しく使う。
- ⑥お茶を持ってきてもよい。(水道水はできるだけ飲まない。)
- ⑦校舎内では、手袋やマフラーはしない。

※染髪、パーマ、ピアス、ネイルは禁止です。



6. 服装

①通学服（制服はありません）

簡素でうごきやすく、自分で脱ぎ着しやすいもの。

②通学用帽子（黄色帽子）

キャップは正面、つば広帽は左横に校章を縫いつける。

③名札（上着の左胸に付ける）

教室で保管し登校後につける。



④靴

通学用（下靴）・・・運動靴

体育の授業時也可以使用できる動きやすく軽いもの。

上靴（体育館シューズ兼用）

学校規定のものをはく。

上靴、下靴ともに
前・後に名前を書く



⑤体操服

上 着・・・半袖白シャツ（学校規定のもの）

長袖白シャツ（学校規定のもの）

ズボン・・・紺のクォーターパンツ

（学校既定のもの）

赤白帽（ゴムあご紐をつける）



横に記名する

左胸に記名する

後ポケットの
内側に記名する



- 上靴は、週末に持って帰り、家で洗った後、週初めに学校に持ってきます。
忘れてしまった場合は、学校のを貸し出しますので、洗って返却してください。
- 下着が汚れてしまった場合も貸出用の新品を用意しています。
使用後は自宅で使っていただき、学校へは新品での返却をお願いします。

7. 学校指定用品の販売

- 上靴(体育館でも着用)、名札、黄帽に付ける校章(職員室で販売)

上靴 (cm)	価格 (円)
15~20	1,700
21~24	1,800
24.5~29	1,900

	価格 (円)
名札	100
校章	60
書き方鉛筆	60

- 体操服の販売場所

(株)カワニシ 物流センター 河内長野市上原 346 (柳プロダクツ)

Tel. 0721-56-4770 営業時間 10:00~17:00(土日、祝日は休み)



上・半袖 (白, 紺首/胸に校章)		上・長袖 (白, 紺首/胸に校章)		下・ハーフパンツ (紺/校章なし)	
サイズ	価格	サイズ	価格	サイズ	価格
120~130	1,760	120~130	1,950	120~130	1,680
140~150	1,870	140~150	2,060	140~150	1,810
S,M	2,000	S,M	2,170	S,M,L,LL	1,930
L,LL	2,110	L,LL	2,280		

*体操服の下(クォーターパンツ)も販売しています。

*LLは175cm程度 *赤白帽もあります(M~LL) 530円

*通学帽子もあります(M~LL) 男子710円、女子760円

*イズミヤ河内長野店でも一部のサイズのものを、同程度の価格で販売しています。

※本社:河内長野市木戸町 632-2 Tel. 0721-54-1444(千代田小学校近く。本社では販売していません。)

8. 学校で必要なもの・用意するもの



すべてのもちものには
名前を書いてね

◎ ランドセル

◎ ふで箱・・・1年～3年は、マグネット式ふで箱

鉛筆の状態（芯の長さ・鉛筆の長さなど）がわかりやすく、芯もおれにくく、取り出しやすい。

<筆箱の中身>

●鉛筆・・・赤鉛筆1本・鉛筆(2B)5～6本

(1年生は、2Bの鉛筆3本程度 4Bの鉛筆1本)

シャープペンシルは、禁止しています。

●消しゴム・・・プラスチック製のもの

(キャラクター物・匂い消しゴム・ねりケシ等は、不適)

●定規・・・15cm程度で、折りたたまないもの

※下敷きは用意しないでください

◎ 色鉛筆・・・12色(～24色くらい)で芯のあるもの(クーピーペンシルは不可)

◎ パス・・・太16色(クレヨン不可)

◎ ガーゼ

●パス止め

幅広の白ゴムに名前を書いてとめる
(箱にゴムが付属している場合は不要)
※パスの一本一本にも名前を書く

ガーゼ

パス止め



◎ はさみ

◎ のり・・・スティックのり(水のりではないもの)とでんぷんのりの2種類

◎ お道具箱・・・23cm×33cm×5.5cmのサイズ

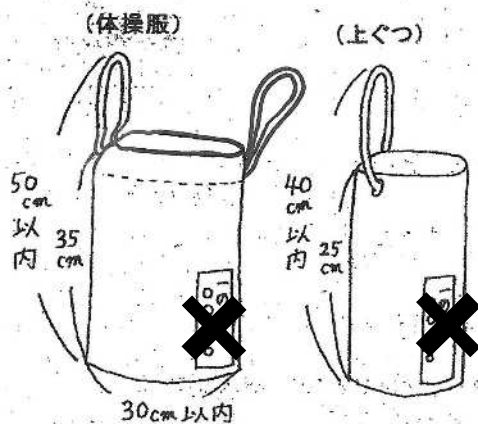
(大きすぎると机に入らない。小さすぎると教科書等が入らない。)

◎ ノート・・・学年ごとに使うノートが違います。

※年度初めに各学年指定の行数・マス目のものを一括して購入・配布します。費用は別途徴収します。使いきった後は、同じ行数・マス目の市販のノートを各自で購入してください。

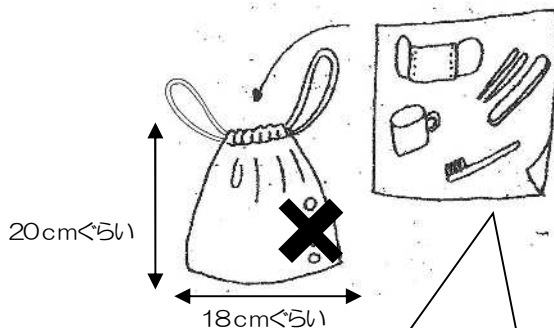
◎ 連絡帳・連絡袋・・・学年に合わせて選んでください。

◎ 体操服・上靴を入れる袋



どの袋も、内側に名前を書く

◎ 給食袋・・・マスク・はし(はし箱に入れて)・ナフキン・コップ・歯ブラシをいれます。



*それぞれに、名前を書く

*学校では、歯磨き粉はつかいません

◎ 水筒・・・お茶を入れてください。スポーツ飲料やジュースは禁止です。

◎ その他・・・セロハンテープ・ステープラー・30cmさし等 学年によって、必要なものもあります。

9. 水泳用具

毎年6月中旬から7月下旬まで学校プールにおいて、水泳指導をしています。水着等の基準は以下の通りです。

- ・ 水着・・・ 紺・黒で、体のサイズに合う、ワンピースタイプ、セパレートタイプのスクール水着（フリルやスカートの付いたものはご遠慮ください）、または、競泳用でスクール水着の形状に準じるもの（メーカー等の指定はありません）。下記のように、背中側にゼッケンを付けてください。
- ・ 水泳帽・・・ 学校指定（480円）、下記のように頭部前方に名前を直接ご記入ください。
 ※水泳帽につきましては、1年生は学年で一括購入・配布します。
 2年生以上で紛失・破損等による再購入の場合は、学校で販売いたします。担任または教頭までお申し出ください。

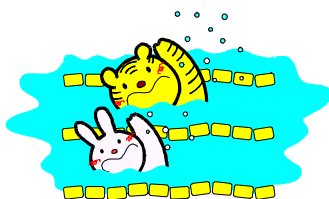


令和6年度 水泳帽の色
 1年—白色 2年—緑色
 3年—黄色 4年—赤色
 5年—紺色 6年—水色

令和7年度 水泳帽の色
 1年—水色 2年—白色
 3年—緑色 4年—黄色
 5年—赤色 6年—紺色

・ラッシュガード着用の場合

紺色・黒色・白色の無地のもので、フード付きではない、体にぴったり合うものを使用してください。水着と同じく、背中側にゼッケンをつけてください。



※ 入水中の安全面を考慮して、ゼッケンは大きなもの（12cm×20cmほど）を背中側（男子はお尻）に縫い付けていただくことになっています。油性ペンではっきり大きな字で書いてください。

※ 帽子、バスタオル、下着、靴下など、すべての持ち物に必ず名前を書いてください。

10. 保健室より

保健室は、子どもたちが毎日元気に学校生活を送れるようにお手伝いをするところです。健康診断や身体測定をしたり、けがや病気をしたときに応急手当などをしたりしています。また、困ったこと、心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

☆ 健康診断

健康診断は、子どもひとりひとりの発育、健康状態を知り、学校生活を送るうえで注意することがないか調べるものです。また、病気を事前に見つけ、早期に適切な処置がとれるようにするためのものでもあります。この健康診断を通して、子どもたちが自分のからだを見つめる良い機会になればと思います。



* 病気の疑いがある場合、受診の勧告書をお渡しします。早めに医療機関で受診し、結果を報告書でお知らせください。

* 学校で行われる健康診断は、病気の疑いのある人を見つけ出す検査（スクリーニング検査）です。受診の結果、「異常なし」と診断されることもあります。

※健康診断の最終結果は、「定期健康診断の記録」でお知らせしています。

項目	検査内容	小 学 校					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
身体測定	身長・体重	●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●
聴力検査		●	●	●	●	●	●
内科検診	栄養状態(やせ、肥満) 脊柱・胸部・四肢 皮膚疾患、心臓 その他の疾病	●	●	●	●	●	●
眼科検診	眼の疾病	●	○	○	○	○	○
耳鼻科検診	耳鼻咽喉疾患	●			●		
歯科検診	う歯 歯周疾患 不正咬合 その他の疾病	●	●	●	●	●	●
心臓検診	聴打診(内科検診時)	●	●	●	●	●	●
	心電図	●	○	○	●	○	○
結核検診	問診票	●	●	●	●	●	●
	精密検査	○	○	○	○	○	○
尿検査	蛋白・糖・潜血	●	●	●	●	●	●

(注) ●全員に実施されるもの

○必要者のみ実施されるもの

☆病気になったとき

症状や様子によって、教室で授業者が経過観察をする場合、保健室で休ませ経過を見る場合、早退させる場合があります。

＊ 早退の際には保護者の方に連絡をとり、原則としてお迎えにきていただきます。



☆ケガをしたとき

応急手当をおこないます。けがの程度によっては、その後、経過観察、または、速やかに保護者の方に連絡をとり医療機関で受診をします。

＊保健室では、その日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

＊学校でのケガでおうちから医療機関に行くことがあったときは、連絡帳等で担任までお知らせください。

☆いつでも連絡ができますように

病気やケガをした時、いつでもすぐに連絡がとれるよう保健調査票の緊急連絡先にはお仕事先など必ず連絡の取れる連絡先をご記入ください。携帯電話の番号だけをご記入いただくと、連絡のとれないことが多くありますので、よろしくお願いします。

また連絡先に変更がありましたらその都度お知らせください。

☆保健調査票について

この調査票は、健康診断や保健指導に役立て、今後の健康状態を良好に維持していく上で、参考になるものです。また、病気やケガに対しても、適切な対応ができるよう学校に保管しています。この表面には緊急連絡先の記入をお願いします。毎年一度、年度当初にご家庭にお返しし、変更等の確認後、再度学校に提出していただきます。この用紙は、6年間使用いたしますので、大切に取り扱いってください。

学校で予防すべき感染症および出席停止の期間について

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

上記の病気にかかったときは、必ず医師の診察を受けて、登校の許可が出るまで、学校は休ませてください。医師からの「意見書」により、出席停止になります。

☆災害共済給付制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校の管理下で災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）が行われる児童及び生徒のための国の公的共済制度です（任意加入）。従来から、全児童・生徒が加入されています。諸費として自動振替しています。



1. 共済掛け金(年額)

460円（総額は935円で河内長野市の方で475円負担します。）

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）	
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 溺水 ・ 熱中症 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病 </div>	ただし、「子ども医療費助成制度」・「ひとり親家庭等医療費助成制度」などスポーツ振興センター以外の公的助成制度の対象となる場合は、自己負担額（1医療機関ごとに1ヶ月の上限1,000円）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円（通学中の災害の場合2,000万円～44万円）	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の場合1,500万円)	
	突然	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の場合も同額)
	死	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円

2. 給付対象・給付金額

- *交通事故等第三者行為になるけが等について給付の対象とならない場合があります。
- *医療機関での窓口負担額には特定療養費や容器代など保険対象外の費用が含まれていることがあります。窓口負担額が一定の金額以上でも上記の「療養に要する費用の額」が 5,000 円以上とならない場合もありますのでご留意ください。

3. 学校の管理下の範囲

学校の教育活動中〔授業中（遠足・修学旅行など校外活動を含む）、休憩時間中、及び通常の経路・方法による通学中を含みます。〕

4. お子さまがけがをされた場合の手続きについて

給付金の支給を受けていただく手続きは、学校及び市教育委員会が行います。保護者の方は、学校の案内により必要な書類をそろえていただくほか、治療の経過を報告していただくなど学校との連絡を密にしてください。

また、手続きに当たりましては、児童生徒の氏名や生年月日等の情報を記載した災害報告書をスポーツ振興センターが運営するコンピューターネットワークを利用して作成しますが、この手続き以外にこの情報を利用することはありませんし、安全に配慮されたネットワークシステムとなっておりますので、ご安心ください。

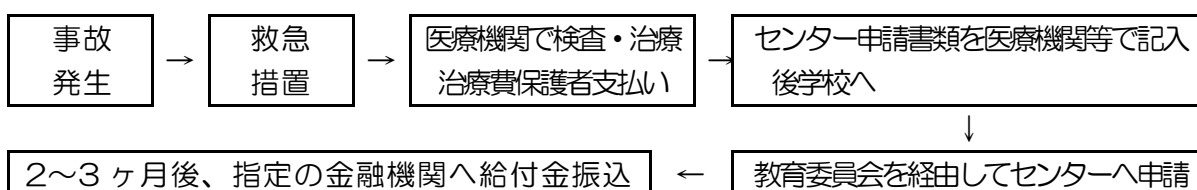
なお、「子ども医療費助成制度」・「ひとり親家庭等医療費助成制度」などスポーツ振興センター以外の公的助成制度を利用された場合は、支給額の調整が必要ですので、学校で配布される用紙【医療等の状況】の保護者記入欄に、利用された制度と自己負担額をご記入ください。



5. 給付金の支払いについて

給付金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターより市教育委員会を経由して、学校へお届けいただいている農協の口座へ振り込みます。

<事故発生から給付金支払いまで>



- *学校から連絡があった場合は、お手数ですが健康保険証をご持参ください。
- *申請書類は1ヶ月毎です。月毎に治療に要した費用を医療機関で記入してもらい学校へお届けください。

11. 欠席について

病気や用事等で学校を休む場合

★病気等で学校を欠席される場合は、以下のいずれかの方法で「欠席届」を出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

①保護者連絡アプリ「tetoru (テトル)」を利用する場合

- ・利用者登録いただいているアプリを利用して、お子さまの欠席・遅刻・早退を連絡してください。欠席理由が分かるようにご連絡ください。
- ・休む日の連絡は午前8時30分までとなっております。その時間を過ぎる場合は電話で学校へ欠席連絡をしてください。
- ・欠席する場合、登校班の班長へも連絡してください。

②欠席届（紙媒体）を利用する場合

以下の欠席届用紙に内容を記入の上、その用紙を 学校⇄家庭 連絡用封筒 に入れて、登校班の班員に持たせて頂き、担任にお届けください。不足の場合は担任にお申し出ください。

欠 席 届 及 び 問 診 表	
児童名： _____ 年 _____ 組 名前 _____	
欠席日： _____ 月 _____ 日	①体温（ _____ ℃）
欠席理由・連絡事項 _____	②次の症状はありますか？(○をつける)
	咽頭痛 鼻水 鼻づまり 咳 腹痛 頭痛
	③その他に何か症状はありますか？

★次のような場合には欠席扱いとはなりません。

① 親族の忌引

父母（10日以内）

祖父母・兄弟姉妹（5日以内）

伯叔父母（3日以内）

その他の親族（1日）

② 学校感染症にかかった時（他の人に感染する恐れがありますので、出席停止となります。）

詳しくは、「保健室より」のページをご覧ください。

※小学校の卒業式は、それぞれ4年生・5年生・6年生については出席日となっておりますので、児童が休めば、欠席となります。



12. 給食について

600kcal を目安に、栄養士さんがバランスのいい献立を考えてくださっています。PTA 試食会もあるので来てね。



河内長野市では、学校給食を給食センターで一括調理しています。

◆給食費はいくら・・・？

- 1・2年 4,050 円（1食 238 円）
- 3・4年 4,150 円（1食 244 円）
- 5・6年 4,250 円（1食 250 円）です。

◆献立はどんな風に決まっているの・・・？

給食センターに栄養士の方がいて、献立委員会で校長・給食担当者・PTAの方も参加して決めています。
（月・水・木）は米飯給食、（火・金）はパン給食です。



◆牛乳・小麦・米アレルギーなのですが・・・？

アレルギー体質等で、牛乳・パン・ご飯が食せない児童は、学校に申し出てください。給食費は、牛乳・パン・ご飯代分が減額されます。

◆病気等で長期欠席をするときは・・・？

給食を食べないことがわかっている場合は、学校にご連絡ください。給食を止めるのに10日程かかりますが、日割り計算し、止めた分の給食費を返金します。

また、給食を開始するのにも10日程かかります。開始する10日前までに学校へご連絡ください。



13. 事務室より

☆転校手続きについて

転居により校区外となる場合は、転校（転出）の手続きが必要となります。転出が決まった時には、出来るだけ早く学校の方へ連絡して下さい。学校を出られる予定の日までの給食費・教材費・積立金などの学校納入金の精算を行います。

＜河内長野市外への転校（転出）の手続きは次のようになります＞

- ① 河内長野市役所 市民課で住民異動（転出）の届け出をします。
 - ・届の受付は、転居日の14日前からです。
 - ・届を出すと、「就学者異動通知書」と「転出証明書」が市民課で発行されます。
- ② 学校で転校の手続きをします。
 - ・この時①で発行された「就学者異動通知書」を提出してください。
 - ・学校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行し、お渡しします。
- ③ 転入先市役所(役場)で住民異動（転入）の手続きをします。
 - ・この時①で発行された「転出証明書」を提出してください。
 - ・窓口では、通学する学校を指定、もしくは教育委員会へ行くよう指示があります。※この時学校に提出する書類が発行されましたら、必ず転出先学校へ持参してください。
- ④ 転入先学校で転入の手続きをします。
 - ・この時②で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」と③で発行された書類があれば一緒に提出してください。
 - 「教科書給与証明書」に基づき、前の学校で支給された教科書と違う発行者の教科書については、無償で給与されますが、同じ教科書が使用されている教科については支給が受けられませんので、教科書は必ず全部持って転居してください。

＜河内長野市内への転校（転居）の手続きは次のようになります＞

- ① 河内長野市内での転居完了
- ② 河内長野市役所 市民課で転居届を出します。
 - ・届を出すと、「就学校指定通知書」と「就学者異動通知書」が市民課で発行されます。
- ③ 学校で転校の手続きをします。
 - ・この時②で発行された「就学者異動通知書」を提出してください。
 - 学校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行し、お渡しします。
- ④ 転入先学校で転入の手続きをします。
 - ・この時②で発行された「就学校指定通知書」と、③で発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を提出してください。

☆就学に関する援助制度

◆就学援助費

河内長野市では、小学校・中学校の費用（学用品費・修学旅行費・給食費など）にお困りの保護者にその一部を援助しています。



前年度受給された方で、今年も希望される場合は、新たに申請が必要です。

【援助を受けられる方】

- (1) 現在、生活保護法による保護を受けている方（申請の必要はありません。）
上記（1）に準ずる方で
- (2) 前年度あるいは本年度に生活保護法による保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 前年度あるいは本年度の市民税が非課税か均等割のみ課税の方
- (4) その他特別な事情（災害、死亡、長期入院など）で、援助を必要とされる方。

【援助を受けられる費目】

- ① 学用品費・通学用品費・校外活動費・通学費
- ② 新入学学用品費
- ③ 修学旅行費
- ④ 卒業アルバム代
- ⑤ 学校給食費（中学校の選択性給食も対象）
- ⑥ 医療費・・・治療できる病気は以下の通り。（保険適用範囲の病気に限る）
 - 眼 科・・・・・・・・結膜炎・トラコーマ
 - 皮膚科・・・・・・・・はくせん（水虫）・かいせん・のうかしん（とびひ）
 - 耳鼻咽喉科・・・・中耳炎・慢性副鼻腔炎（ちくのう）
アデノイド（咽頭扁桃増殖症）
 - 歯 科・・・・・・・・う歯（虫歯）
 - 小児科・内科・・・・寄生虫病（ぎょう中卵保有者）



※現在、生活保護法による保護を受けておられる方は、修学旅行費と医療費のみ対象です。

【申請期間について】

申請期間は、4月1日～5月31日（土日・祝祭日を除く）です。

※ご家庭の経済状況の急変等があった場合には、年度途中で申請することも可能です。学校へお申し出ください。

【申し込み方法について】

申込には、学校へ申請する方法と教育委員会へ直接申請する方法があります。（直接申請は、世帯全員の市民税が非課税か均等割のみの方に限ります）

代理申請及び郵送による申請は認められません。直接、保護者が申請してください。

申請期間は、5月31日（土日・祝祭日を除く）までです。

★申請用紙は、学校と教育委員会（教育総務課）にありますので、お申し出ください。

★教育委員会への直接申請は、申請用紙を学校か教育委員会教育総務課で受け取り、世帯全員の前年度市民税課税証明書（市税務課で発行）を添えて、教育委員会教育総務課へ提出してください。（市民税課税証明書を取得する時に教育総務課及び学校に備え付けの就学援助用「住民税課税証明交付申請書」を使用しますと手数料が免除されます）

④教育委員会教育総務課の受付期間は年度当初の指定期間のみです。

★現在、生活保護法の適用により教育扶助を受けている方は、申請の必要はありません。

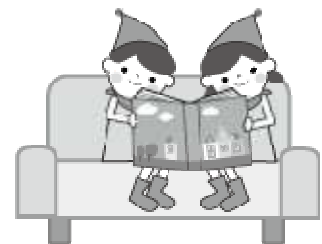
【支給について】

年3回(7月初旬、12月下旬、3月下旬)に分け、支給予定です。基本的に、保護者名義の銀行預金口座に振り込まれます。

ただし、校納金に未納がある場合、就学援助費での精算をお願いしています。

◆支援教育就学奨励費

河内長野市では、小学校及び中学校に通学する障がいのある児童生徒への就学の諸事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減し、もって支援教育の振興を図るため、各家庭それぞれの経済的負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費についてその一部を補助しています。



【対象者について】

- ① 支援学級に在籍している児童生徒
- ② 支援学級に在籍していないが、学校教育法施行令第22条の3に規定された障がいの程度に該当すると思われる児童生徒

【申請について】

毎年5月頃、学校で受付を行います。

なお、世帯収入等に応じて支給費目・補助割合等を決定しますので、上記対象者に該当する場合でも、費用が支給されない場合があります。

【申請をされている方、お考えの方へ】

補助のうち、「学用品・通学用品購入費」および「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」については、支給にあたり、保護者の方からレシートや領収書を提出していただくことになっています。対象となりそうな物品を購入された場合には、レシートや領収書を保管しておいてください。

1 4. 気象警報発令時・大規模地震発生時の対応について

【お願い】

・ 暴風や大雨・洪水、大雪などの警報が発令されていなくても、状況に応じて緊急集
 団下校を実施することがあります。

・ 多くの児童をお預かりしています。電話でのお問い合わせはできるだけご連絡ください。
 学校より緊急に連絡する必要がある場合は、ミマモルメのメールサービスで緊急連絡
 を配信します。

・ 平素からご家庭で、警報が発令された場合の対応(昼食や鍼などについて)を、お子さまと話し合っておいてください。

令和5年4月
 河内長野市立高向小学校

暴風・大雨・洪水・大雪警報・避難指示・土砂災害警戒情報発令時 または警戒レベル3以上の防災情報発令時の措置について

1 在宅時(朝の登校前)に発令した場合

避難指示・土砂災害警戒情報または暴風・大雨・洪水・大雪警報、警戒レベル3以上に発令されたとき	↑	家庭で待機します。
午前7時～午前9時30分までに上記警報が解除されたとき	↑	安全に注意して登校(班登校)※
午前9時30分までに解除されないとき	↑	臨時休校とします。

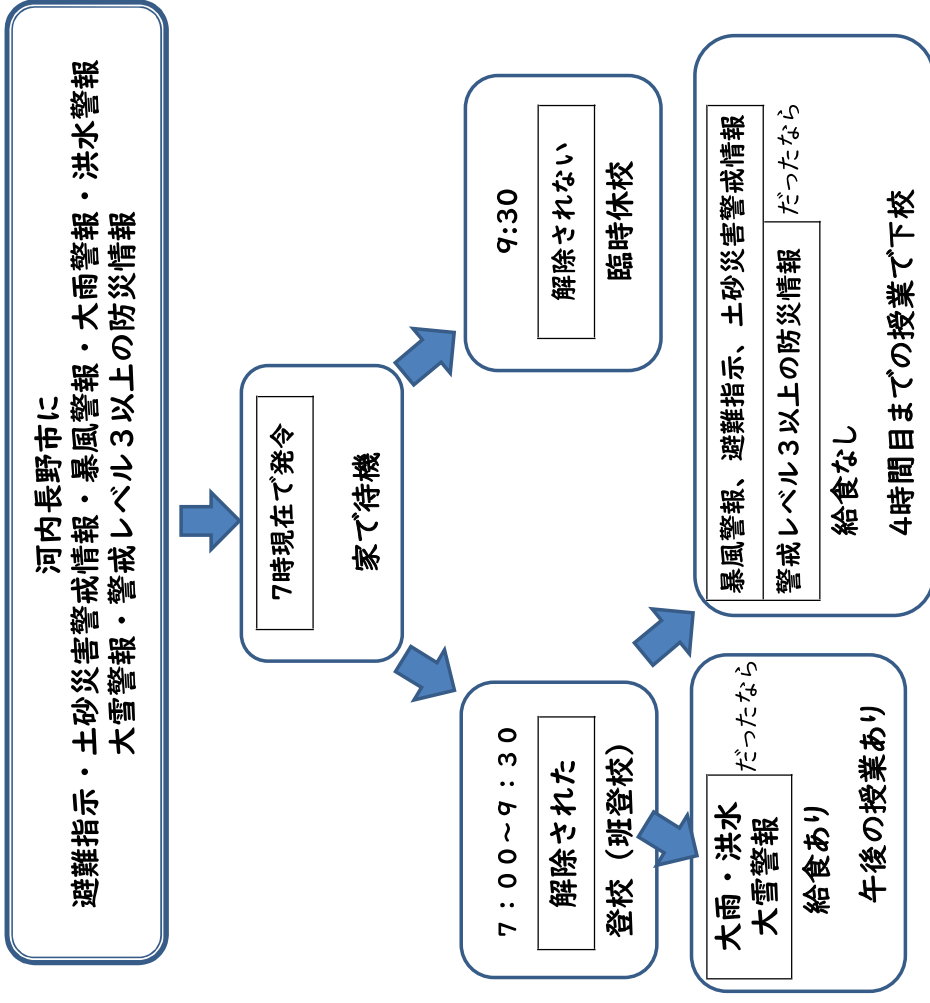
- ※ 原則、班での集団登校ですが、近隣状況や通学路に危険が予測されるときは、保護者の判断で登校を見合わせてください。その時は、その旨、学校までご連絡ください。
- ※ ご家庭のご事情ご都合もありませんが、集団登校できない場合は、班長に必ず連絡してください。
- ※ 滝畑地区の児童の皆さんは、解除後、乗れるバスに乗って登校してください。
- ※ 大雪の時には、学校から旭ヶ丘に向かって悦過坂の凍結等により学校周辺の道路で交通渋滞が発生します。車での送迎はお控えください。

2 在校中に発令した場合

避難指示・土砂災害警戒情報または暴風・大雨・洪水・大雪警報、警戒レベル3以上の発令されたとき	↑	7:00～9:30 解除された 登校(班登校)
上記警報が解除されるまで、学校に待機させるか、安全を考慮して下校するかの判断をします。 放課後児童会へ所属している児童は、教育委員会より依頼されていると対応します。	↑	7時現在で発令 家で待機
下校の安全が確認できるまで、学校に待機させます。 安全が確認できれば、地区別で集団下校させます。	↑	9:30 解除されない 臨時休校

★給食について

- ※ 午前7時の段階で避難指示・土砂災害警戒情報、暴風警報が発令された場合、午前9時30分までに解除になっても給食はありません。午前中のみの授業を行います。
 各ご家庭でお子さまの帰宅後の昼食の用意をお願いします。
- ※ 午前7時に大雨・洪水・大雪警報のみが発令され、午前9時30分までに解除された場合、給食を実施します。学校で給食を食べ、午後の授業を行います。
- ※ 午前7時を過ぎてから、避難指示・土砂災害警戒情報、暴風警報が発令され、午前9時30分までに解除になった場合、給食を実施します。午後も授業を行います。



★この対応は、あくまでも原則であり、緊急時には円滑に対応できないことが予想されます。その場合、学校としては児童・生徒の安全を最優先に対応しますので、家庭におかれましてもご理解ご協力の程、よろしくお願いします。

1 大規模地震発生時(河内長野市で震度5弱以上)の対応について (保存版)

- ① 登校前(自宅を出る前)
- 河内長野市において、前日の17時以降自宅を出る前までに「震度5弱以上」の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。
 - 通学路や学校に危険が無く授業ができてくる状況にある場合は、休校日の翌日より授業を行います。(その場合は、緊急メールや電話にて各家庭に連絡いたします。)
- ② 登校・下校途中の場合(自宅から学校の間)
- もし登下校の途中に地震が起きた場合は、原則として帰宅させます。ただし、学校に近い場合または危険が伴い自宅に帰れない場合は学校に登校し、保護者の迎えを待ちます。
- ③ 在校中(学校にいる時)
- 授業を打ち切ります。
学校まで保護者の方に迎えに来ていただきます。

2 中震度地震発生時(河内長野市で震度4以下)の対応について

- 「震度4以下」の地震が発生した場合は、校区内の被災状況等の安全を確認した上で、通常どおり登校させていただきます。

3 給食について

- 被害の状況によっては、給食を実施できないこともあります。
(その場合、授業は午前中とし、授業終了後下校させます。)

4 お問い合わせ

- 家庭に連絡がつかない場合がありますので、緊急時の連絡先や下校先に変更があった場合、その都度担任に連絡してください。
- 下校後は、外出をさせないように十分ご注意ください。
- 家庭におかれましても、日頃よりお子さまと緊急時の下校先や避難先について十分に話し合っておいてください。

※ 参考震度5弱の地震について(気象庁震度階級関連解説表より)

人間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大半の人が、恐怖を覚え、ものにつかまりたいと感じる。 ・ 電灯などのつり下げ物は激しく揺れる。 ・ 棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ・ 座りの悪い置物の大半が倒れる。 ・ 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
屋内の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・ 電柱が揺れるのがわかる。 ・ 道路に被害が生じることがある。
屋外の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。 ・ 落石やがけ崩れが発生することがある。
木造建物 地盤・斜面 などの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では、遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 ・ 断水、停電が発生することがある。
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。) ・ 地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

15. 個人情報の管理運営について



高向小学校のホームページも
見てくださいね。

学校では、一人1台タブレット端末を使っての学習環境が整備されており、電子黒板やタブレット等の情報機器を活用し、積極的に研究実践を進めるとともに、開かれた学校づくりをめざしています。

また、ホームページの開設や、教育関係資料などに、実践報告が掲載されることもあり、ホームページと併せて児童の個人情報の管理について、「河内長野市個人情報保護条例（平成9年制定）」に基づき、下記のような『ガイドライン』を作成しています。

高向小学校におけるガイドライン

ホームページ及び各報道機関の取材や研究紀要等について

- ①児童の個人情報（氏名、住所、電話番号）は、一切掲載しない。
- ②児童個人がはっきり特定されるクローズアップの顔写真は、できるだけ掲載しない。
（掲載の必要がある場合は、事前に本人及び保護者の承諾を得る。）
- ③大人の方の写真については、はっきりと個人が特定される場合は、事前に承諾を得る。
- ④児童の作品については、無記名で掲載する。ただし、製作者が特定される作品については、児童及び保護者の承諾のある場合に限る。
- ⑤文中において、個人名掲載の必要がある場合は、A、B、C・・・で表記する。
- ⑥児童以外の方の氏名を掲載する必要がある場合は、本人の承諾を得る。
- ⑦すべての情報発信は、学校長の許可を得た上で発信する。

16. 教育相談窓口等・放課後児童会

☆高向小学校 相談室


高向小学校では、児童・保護者の相談室を開設しています。相談員は民生委員・主任児童委員の三浦さんです。ご相談がありましたら教頭までご連絡ください。

☆スクールカウンセラー

専門のスクールカウンセラーによる児童・保護者のカウンセリングが行われています。予約受け付けは教頭までお願いします。来談者の秘密は厳守いたします。

☆河内長野市（ホームページアドレス <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>）

河内長野市教育委員会では、教育相談・学びの多様化教室・指導全般等に関することについて教育相談を行っています。対象は、幼児・児童・生徒及びその保護者と教職員です。相談方法は次のとおりです。

<p>◆ゆう☆ゆうスペース（学びの多様化教室） 学校に行きにくくなった子どもたちが、心を休め、自信をつけ、笑顔で登校できるまでの時間を過ごすところです。 〒586-0034 河内長野市上田町 200-1 【電話】70-7558</p> <p>◆教育相談センター ゆう☆ゆうスペース内にあります。 〒586-0034 河内長野市上田町 200-1 フリーダイヤル 0120-52-3774 【相談日時】月曜日～金曜日（祝日と年末年始を除く） 午前9時～午後4時15分 ★専門の相談員が、学校生活・家庭生活全般に関わる相談を電話もしくは面談にて受けています。</p> <p>◆子ども子育て総合センター（あいっく） 0～18歳の子どもに関わる相談ができます。 【申し込み受付電話】50-4664（FAX：50-4665）</p>	
--	--

☆その他相談窓口・・・すこやか教育相談【大阪府教育センター】

電話、Eメール、FAXによる相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。また、学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携しての支援も行っています。

- ◇電話相談・・・月～金 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）
- ◇Eメール相談・FAX相談・・・24時間窓口設置（但し、回答は後日）

- ◎子どもからの相談（すこやかホットライン）
Tel：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
- ◎保護者からの相談（さわやかホットライン）
Tel：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

◆放課後児童会

高向小学校放課後児童会 TEL54-6318

河内長野市教育委員会 生涯学習部 地域教育推進課（キックス3階）TEL54-0005

17. P T A 活動内容

保護者が会員となり、役員と運営委員は各地区から選ばれ、主に下記のような活動をおこなっています。

P T A 総会・・・・・・・・・・4月下旬開催 学習参観後に実施

【役員】

- 役員会・運営委員会（年6回）の企画・運営
- 高向小学校入学式と卒業式に参列
- 河内長野市のP T A 関連会議等に参加

【地区長】

- 通学安全登校指導・・・毎学期始め
- 地区児童会への参加
- 廃品回収看板設置
- 地区集会の開催



【広報委員会】

- P T A 新聞を発行（年に数回）

【運動会委員会】

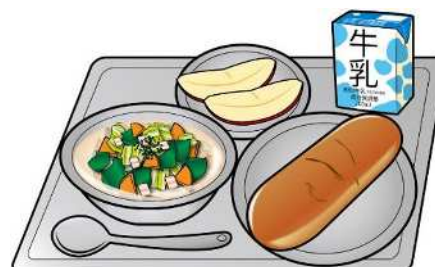
- 運動会でP T A 競技の企画・運営、周辺のパトロールなど
⇒R6 年度は運動会委員会を廃止し、P T A 委員全員で運動会の役割を分担。

【イベント委員会】

- 給食試食会の開催
- P T A 会員研修会の企画・運営

【学級委員会】

- 学級・学年懇談会の企画・進行
- 学校保健委員会に参加



18. 学校支援ボランティア募集

あなたの特技や真心が子どもたちのささえとなります

学校の教育活動にボランティアとして参加くださる方を募集しています！
学校の活動をよりよく、よりゆたかにするために、ぜひみなさまのお力をお貸しください！特別な資格は必要ありません。

「子どもたちのために役に立ちたい」という気持ちさえあれば、どなたでも参加できます。

無償の活動で、御礼は子どもたちの笑顔とありがとうございます！

未来を担う子どもたちのためにぜひご協力をお願いいたします。

登録資格

学校教育活動に理解と熱意がある方。

市内在住・在勤・在学で18歳以上の方。

営利目的ではなく、政治的・宗教的にも中立にもとづいたボランティア活動を行える方。



申込方法&登録について

下記申込用紙に必要事項を記入し、小学校または中学校の教頭まで提出をお願いします。（FAX可）

申込用紙を提出された方は、西中学校区学校支援地域本部で登録・管理します。

個人情報につきましては、本事業のみとなります。

申出により、随時、登録、登録内容の変更・抹消をすることができます。

切り取り線

西中学校区 学校支援ボランティア申込書

ふりがな		希望活動
お名前		下記の①～⑨よりご希望の活動に○印をお願いします。
年齢・性別	()才 (男・女)	① 授業・実習 () ② 行事 () ③ 安全 () ④ クラブ活動 () ⑤ 環境・美化整備 () ⑥ 読み聞かせ () ⑦ 校外学習引率 () ⑧ 昔遊び等の講師 () ⑨ 職場体験場所の提供 ()
ご住所		
電話番号		備考：特技があればご記入をお願いします。
FAX		

申込受付後 登録について詳しく説明させていただきます。

河内長野市立高向小学校 校歌

作詞 喜多山 肇

作曲 田中 勇

一、 はたくら山の 空青く
日のさす窓の あかるさよ
ともに母校に 学びつつ
ああ育てよう あすの代の
文化をつくる このこころ

二、 くすの木しげる 庭ひろく
吹きゆく風の すがしさよ
ともに母校に つどいつつ
ああきたえよう 民族の
未来をになう このからだ

三、 高向の流れ 水清く
さえざる鳥の のどかさよ
ともに母校に むつみつつ
ああはぐくもう とこしえの
平和をねがう このおもい

